

# 資料編

## 〔第9章〕 参考資料・データ

### 1. データで見る和歌山県の高齢化

(1) 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）

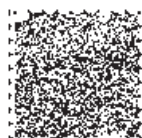
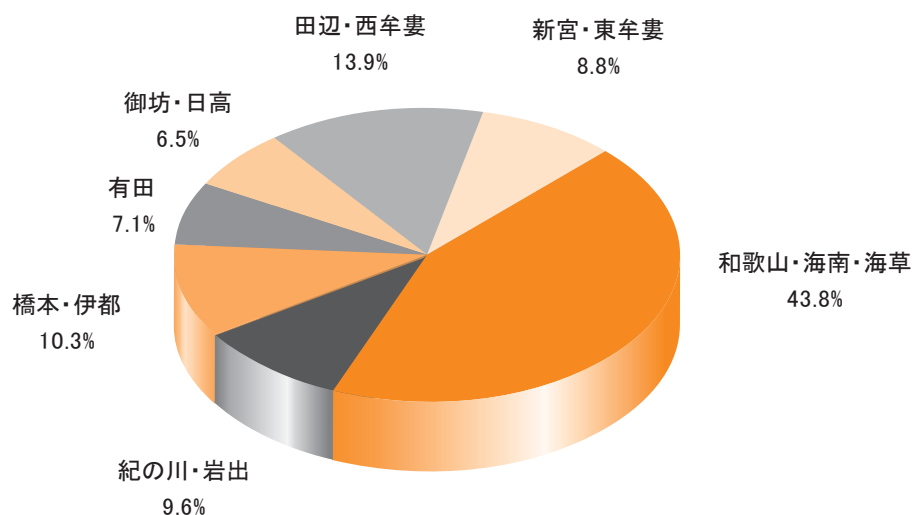
圏域別 第1号被保険者 要介護者数（平成22年度末）

（人）

| 圏域        | 要支援1  | 要支援2  | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  | 合計     |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 和歌山・海南・海草 | 4,315 | 3,632 | 3,886 | 4,027 | 3,181 | 2,918 | 2,724 | 24,683 |
| 紀の川・岩出    | 861   | 1,067 | 563   | 933   | 656   | 639   | 697   | 5,416  |
| 橋本・伊都     | 653   | 850   | 1,222 | 1,173 | 767   | 578   | 574   | 5,817  |
| 有田        | 530   | 688   | 517   | 631   | 624   | 484   | 504   | 3,978  |
| 御坊・日高     | 687   | 326   | 624   | 549   | 410   | 471   | 579   | 3,646  |
| 田辺・西牟婁    | 1,370 | 1,190 | 1,121 | 1,077 | 867   | 1,140 | 1,049 | 7,814  |
| 新宮・東牟婁    | 822   | 668   | 908   | 807   | 606   | 634   | 501   | 4,946  |
| 和歌山県      | 9,238 | 8,421 | 8,841 | 9,197 | 7,111 | 6,864 | 6,628 | 56,300 |

介護保険事業状況報告〔月報〕

圏域別 要介護認定者割合



圏域別 第1号被保険者 要介護者数（65歳～75歳未満）

（人）

| 圏域        | 要支援1  | 要支援2  | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計    |
|-----------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|
| 和歌山・海南・海草 | 668   | 505   | 554   | 576   | 396  | 338  | 354  | 3,391 |
| 紀の川・岩出    | 121   | 149   | 63    | 114   | 61   | 72   | 85   | 665   |
| 橋本・伊都     | 101   | 124   | 159   | 131   | 93   | 68   | 41   | 717   |
| 有田        | 65    | 92    | 59    | 74    | 66   | 44   | 54   | 454   |
| 御坊・日高     | 78    | 47    | 60    | 71    | 45   | 40   | 62   | 403   |
| 田辺・西牟婁    | 177   | 153   | 122   | 133   | 93   | 96   | 108  | 882   |
| 新宮・東牟婁    | 100   | 79    | 73    | 86    | 54   | 69   | 42   | 503   |
| 和歌山県      | 1,310 | 1,149 | 1,090 | 1,185 | 808  | 727  | 746  | 7,015 |

介護保険事業状況報告〔月報〕

圏域別 第1号被保険者 要介護者数（75歳以上）

（人）

| 圏域        | 要支援1  | 要支援2  | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  | 合計     |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 和歌山・海南・海草 | 3,647 | 3,127 | 3,332 | 3,451 | 2,785 | 2,580 | 2,370 | 21,292 |
| 紀の川・岩出    | 740   | 918   | 500   | 819   | 595   | 567   | 612   | 4,751  |
| 橋本・伊都     | 552   | 726   | 1,063 | 1,042 | 674   | 510   | 533   | 5,100  |
| 有田        | 465   | 596   | 458   | 557   | 558   | 440   | 450   | 3,524  |
| 御坊・日高     | 609   | 279   | 564   | 478   | 365   | 431   | 517   | 3,243  |
| 田辺・西牟婁    | 1,193 | 1,037 | 999   | 944   | 774   | 1,044 | 941   | 6,932  |
| 新宮・東牟婁    | 722   | 589   | 835   | 721   | 552   | 565   | 459   | 4,443  |
| 和歌山県      | 7,928 | 7,272 | 7,751 | 8,012 | 6,303 | 6,137 | 5,882 | 49,285 |

介護保険事業状況報告〔月報〕

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章



(2) 都道府県別 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合

都道府県別 第1号被保険者に占める要介護認定者の割合（平成22年度末）

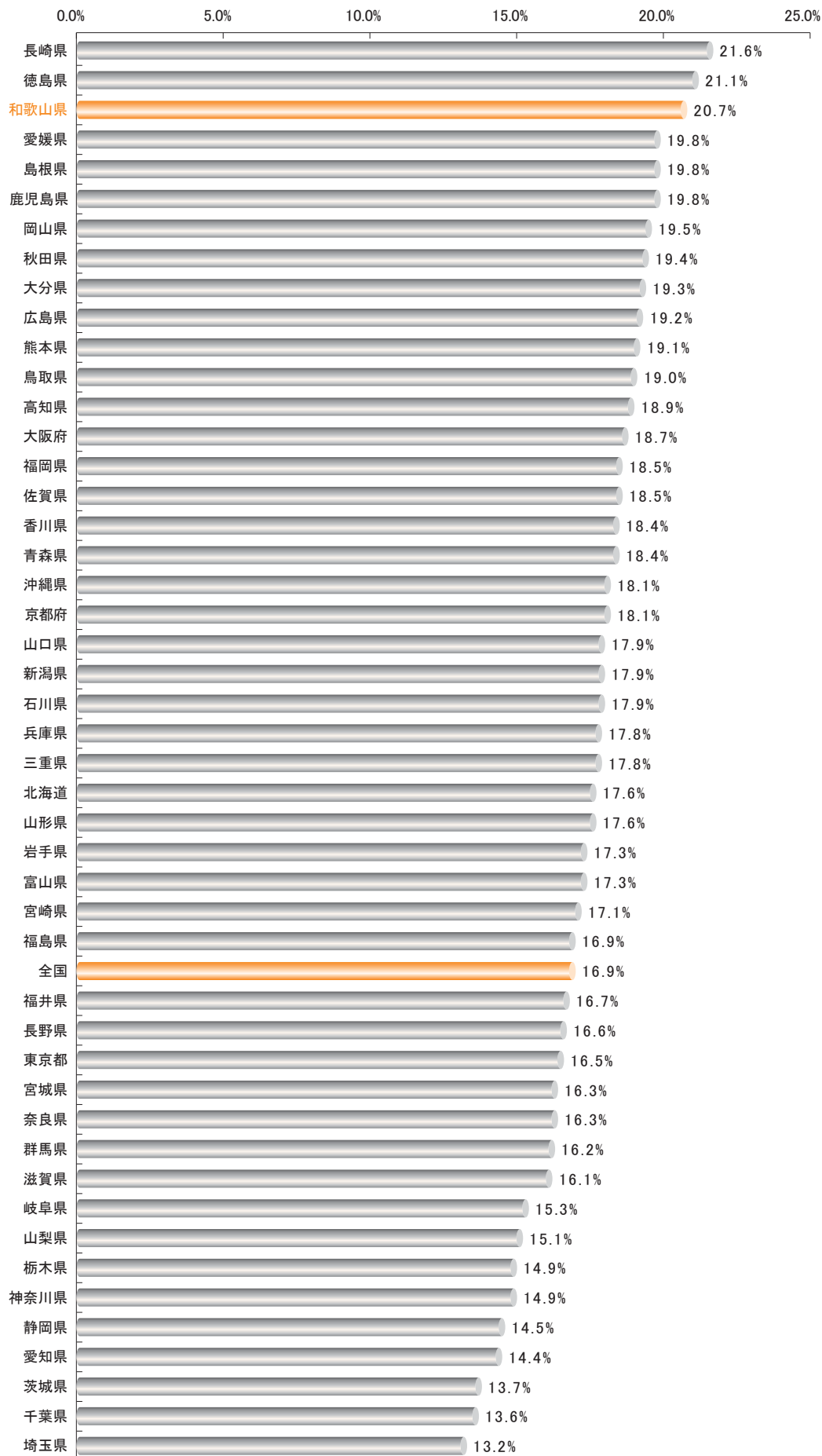
|      | 第1号被保険者数   | 要介護認定者計   | 要支援1    | 要支援2    | 要介護1    | 要介護2    | 要介護3    | 要介護4    | 要介護5    | 認定者の割合 |
|------|------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 全 国  | 29,077,439 | 4,904,612 | 651,392 | 647,062 | 881,985 | 861,671 | 674,771 | 618,769 | 568,962 | 16.87% |
| 北海道  | 1,352,976  | 238,772   | 34,609  | 33,570  | 48,121  | 41,227  | 28,586  | 26,104  | 26,555  | 17.65% |
| 青森県  | 353,669    | 64,924    | 6,579   | 7,269   | 11,608  | 13,086  | 9,348   | 8,224   | 8,810   | 18.36% |
| 岩手県  | 344,851    | 59,725    | 6,783   | 6,237   | 11,245  | 10,934  | 8,528   | 7,998   | 8,000   | 17.32% |
| 宮城県  | 512,436    | 83,565    | 12,211  | 9,211   | 15,598  | 13,991  | 11,739  | 11,513  | 9,302   | 16.31% |
| 秋田県  | 318,912    | 61,936    | 6,334   | 6,813   | 11,784  | 11,021  | 8,779   | 8,226   | 8,979   | 19.42% |
| 山形県  | 318,918    | 56,250    | 6,419   | 6,056   | 10,514  | 9,994   | 8,070   | 7,549   | 7,648   | 17.64% |
| 福島県  | 480,613    | 81,102    | 9,499   | 9,909   | 13,734  | 14,116  | 11,491  | 11,551  | 10,802  | 16.87% |
| 茨城県  | 664,291    | 91,052    | 7,354   | 9,943   | 17,063  | 17,701  | 14,544  | 13,081  | 11,366  | 13.71% |
| 栃木県  | 438,702    | 65,538    | 7,028   | 8,513   | 10,764  | 11,879  | 9,561   | 9,840   | 7,953   | 14.94% |
| 群馬県  | 470,168    | 76,334    | 9,163   | 9,770   | 13,881  | 13,088  | 11,115  | 10,192  | 9,125   | 16.24% |
| 埼玉県  | 1,458,128  | 192,903   | 22,131  | 22,694  | 37,290  | 35,202  | 28,713  | 25,675  | 21,198  | 13.23% |
| 千葉県  | 1,304,795  | 177,670   | 20,901  | 22,244  | 33,173  | 32,165  | 25,634  | 23,396  | 20,157  | 13.62% |
| 東京都  | 2,614,776  | 431,170   | 60,264  | 54,513  | 73,521  | 76,368  | 58,802  | 55,011  | 52,691  | 16.49% |
| 神奈川県 | 1,812,426  | 270,262   | 32,095  | 35,659  | 46,639  | 51,584  | 38,021  | 34,347  | 31,917  | 14.91% |
| 新潟県  | 618,154    | 110,494   | 10,346  | 13,497  | 18,337  | 20,402  | 16,451  | 15,341  | 16,120  | 17.87% |
| 富山県  | 284,027    | 49,163    | 4,840   | 5,342   | 9,085   | 8,566   | 7,395   | 7,167   | 6,768   | 17.31% |
| 石川県  | 273,371    | 48,833    | 5,317   | 6,373   | 8,818   | 8,795   | 7,064   | 6,408   | 6,058   | 17.86% |
| 福井県  | 198,768    | 33,135    | 2,608   | 4,157   | 6,116   | 6,409   | 4,900   | 4,791   | 4,154   | 16.67% |
| 山梨県  | 211,414    | 31,891    | 2,390   | 3,507   | 5,569   | 6,076   | 5,540   | 4,850   | 3,959   | 15.08% |
| 長野県  | 567,966    | 94,271    | 9,136   | 11,272  | 17,541  | 16,930  | 13,739  | 13,350  | 12,303  | 16.60% |
| 岐阜県  | 500,591    | 76,608    | 8,277   | 9,478   | 13,029  | 14,504  | 11,545  | 10,260  | 9,515   | 15.30% |
| 静岡県  | 893,540    | 129,425   | 12,613  | 14,195  | 27,194  | 23,952  | 19,434  | 17,522  | 14,515  | 14.48% |
| 愛知県  | 1,495,062  | 215,425   | 27,015  | 29,969  | 38,278  | 39,235  | 30,734  | 27,339  | 22,855  | 14.41% |
| 三重県  | 447,352    | 79,484    | 9,625   | 10,111  | 15,209  | 14,245  | 11,263  | 10,315  | 8,716   | 17.77% |
| 滋賀県  | 288,098    | 46,245    | 4,058   | 5,812   | 9,086   | 9,125   | 7,206   | 5,912   | 5,046   | 16.05% |
| 京都府  | 606,813    | 109,998   | 13,084  | 15,169  | 17,026  | 21,548  | 16,880  | 13,732  | 12,559  | 18.13% |
| 大阪府  | 1,943,968  | 364,248   | 61,946  | 54,951  | 56,855  | 65,137  | 45,738  | 42,393  | 37,228  | 18.74% |
| 兵庫県  | 1,276,856  | 227,420   | 40,054  | 34,379  | 39,825  | 35,465  | 29,104  | 25,065  | 23,528  | 17.81% |
| 奈良県  | 333,308    | 54,339    | 7,889   | 8,928   | 8,710   | 9,752   | 7,770   | 6,288   | 5,002   | 16.30% |
| 和歌山県 | 271,694    | 56,300    | 9,238   | 8,421   | 8,841   | 9,197   | 7,111   | 6,864   | 6,628   | 20.72% |
| 鳥取県  | 152,617    | 29,041    | 3,540   | 3,894   | 4,386   | 5,104   | 4,073   | 3,945   | 4,099   | 19.03% |
| 島根県  | 206,084    | 40,857    | 5,263   | 4,924   | 7,772   | 7,110   | 5,463   | 5,166   | 5,159   | 19.83% |
| 岡山県  | 482,530    | 94,072    | 12,334  | 13,303  | 16,967  | 16,553  | 12,348  | 11,560  | 11,007  | 19.50% |
| 広島県  | 678,064    | 129,887   | 21,732  | 18,394  | 23,683  | 21,096  | 16,326  | 13,961  | 14,695  | 19.16% |
| 山口県  | 403,833    | 72,239    | 10,168  | 9,046   | 14,228  | 12,126  | 9,275   | 8,989   | 8,407   | 17.89% |
| 徳島県  | 207,546    | 43,730    | 6,546   | 7,189   | 6,542   | 7,714   | 5,802   | 5,234   | 4,703   | 21.07% |
| 香川県  | 253,450    | 46,674    | 4,929   | 7,073   | 8,799   | 9,070   | 6,518   | 5,266   | 5,019   | 18.42% |
| 愛媛県  | 379,617    | 75,342    | 11,562  | 9,908   | 13,665  | 11,598  | 9,549   | 9,132   | 9,928   | 19.85% |
| 高知県  | 216,900    | 40,966    | 5,395   | 4,685   | 7,324   | 6,276   | 5,340   | 5,623   | 6,323   | 18.89% |
| 福岡県  | 1,111,761  | 205,522   | 32,887  | 28,243  | 41,602  | 33,307  | 25,873  | 24,006  | 19,604  | 18.49% |
| 佐賀県  | 205,452    | 37,927    | 5,299   | 5,412   | 7,854   | 5,970   | 5,450   | 4,362   | 3,580   | 18.46% |
| 長崎県  | 368,202    | 79,423    | 14,848  | 12,358  | 15,325  | 11,554  | 10,239  | 8,477   | 6,622   | 21.57% |
| 熊本県  | 461,181    | 88,234    | 12,183  | 12,521  | 17,014  | 14,289  | 11,118  | 11,206  | 9,903   | 19.13% |
| 大分県  | 316,210    | 60,874    | 11,175  | 8,421   | 10,025  | 9,796   | 7,538   | 7,156   | 6,763   | 19.25% |
| 宮崎県  | 290,844    | 49,620    | 5,707   | 6,025   | 9,929   | 8,261   | 6,971   | 6,017   | 6,710   | 17.06% |
| 鹿児島県 | 447,461    | 88,389    | 13,271  | 11,832  | 16,081  | 13,612  | 11,242  | 11,175  | 11,176  | 19.75% |
| 沖縄県  | 239,044    | 43,333    | 4,747   | 5,872   | 6,335   | 6,541   | 6,841   | 7,190   | 5,807   | 18.13% |

介護保険事業状況報告〔月報〕



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章

都道府県別 第1号被保険者に占める要介護認定者の割合（平成22年度末）



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章



(3) 医療受診状況

年齢階層別診療諸率の状況（平成23年5月）

|         | 合 計                 |            |                     | 入 院                 |            |                     | 入院外                 |            |                     |
|---------|---------------------|------------|---------------------|---------------------|------------|---------------------|---------------------|------------|---------------------|
|         | 1人あたり<br>費用額<br>(円) | 受診率<br>(%) | 1件あたり<br>費用額<br>(円) | 1人あたり<br>費用額<br>(円) | 受診率<br>(%) | 1件あたり<br>費用額<br>(円) | 1人あたり<br>費用額<br>(円) | 受診率<br>(%) | 1件あたり<br>費用額<br>(円) |
| 65歳～69歳 | 33,089              | 117.7      | 28,109              | 14,409              | 2.7        | 537,644             | 18,680              | 115.0      | 16,238              |
| 70歳～74歳 | 42,607              | 145.8      | 29,219              | 19,039              | 3.6        | 522,063             | 23,568              | 142.2      | 16,577              |
| 75歳～79歳 | 52,600              | 162.7      | 32,334              | 25,616              | 4.8        | 529,112             | 26,984              | 157.8      | 17,096              |
| 80歳～84歳 | 62,460              | 162.7      | 38,386              | 34,474              | 6.6        | 519,577             | 27,986              | 156.1      | 17,930              |
| 85歳～89歳 | 67,472              | 148.9      | 45,322              | 42,300              | 8.5        | 498,791             | 25,171              | 140.4      | 17,930              |
| 90歳～    | 71,549              | 129.4      | 55,297              | 50,046              | 11.2       | 448,333             | 21,503              | 118.2      | 18,188              |
| 和歌山県    | 50,657              | 145.9      | 34,714              | 26,538              | 5.2        | 511,489             | 24,120              | 140.7      | 17,138              |

後期高齢者医療 病類別疾病分類統計表  
 国民健康保険 病類別疾病分類統計表

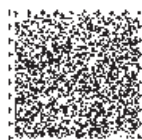
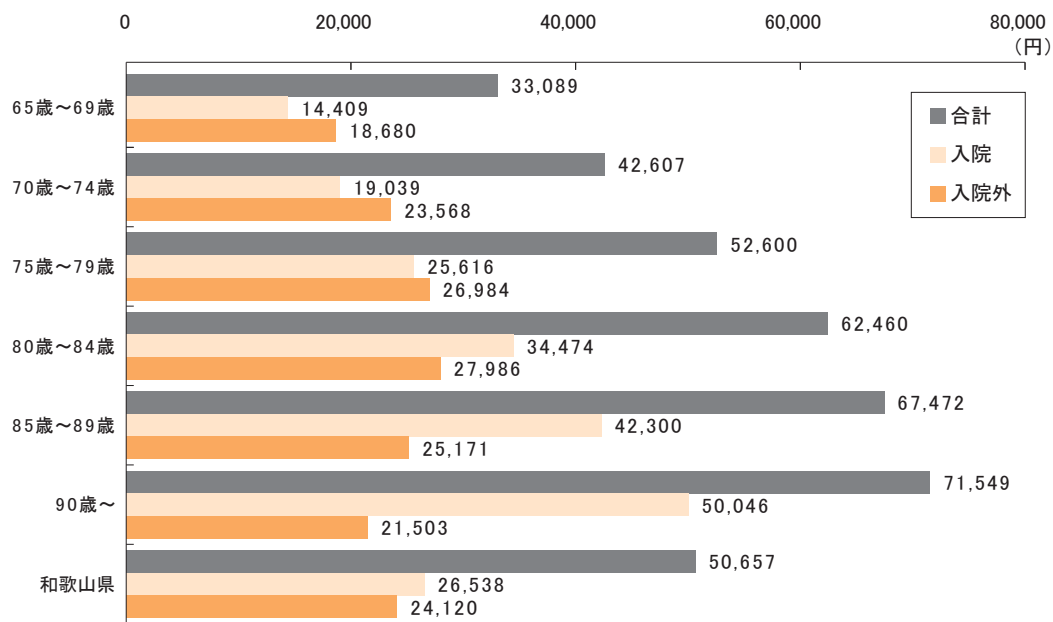
注）後期高齢者医療と国民健康保険（65歳以上のみ）の統計表を合算して算出

1人あたり費用額 = 費用額 ÷ 被保険者数

受診率 = 受診件数 ÷ 被保険者数

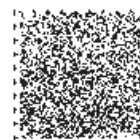
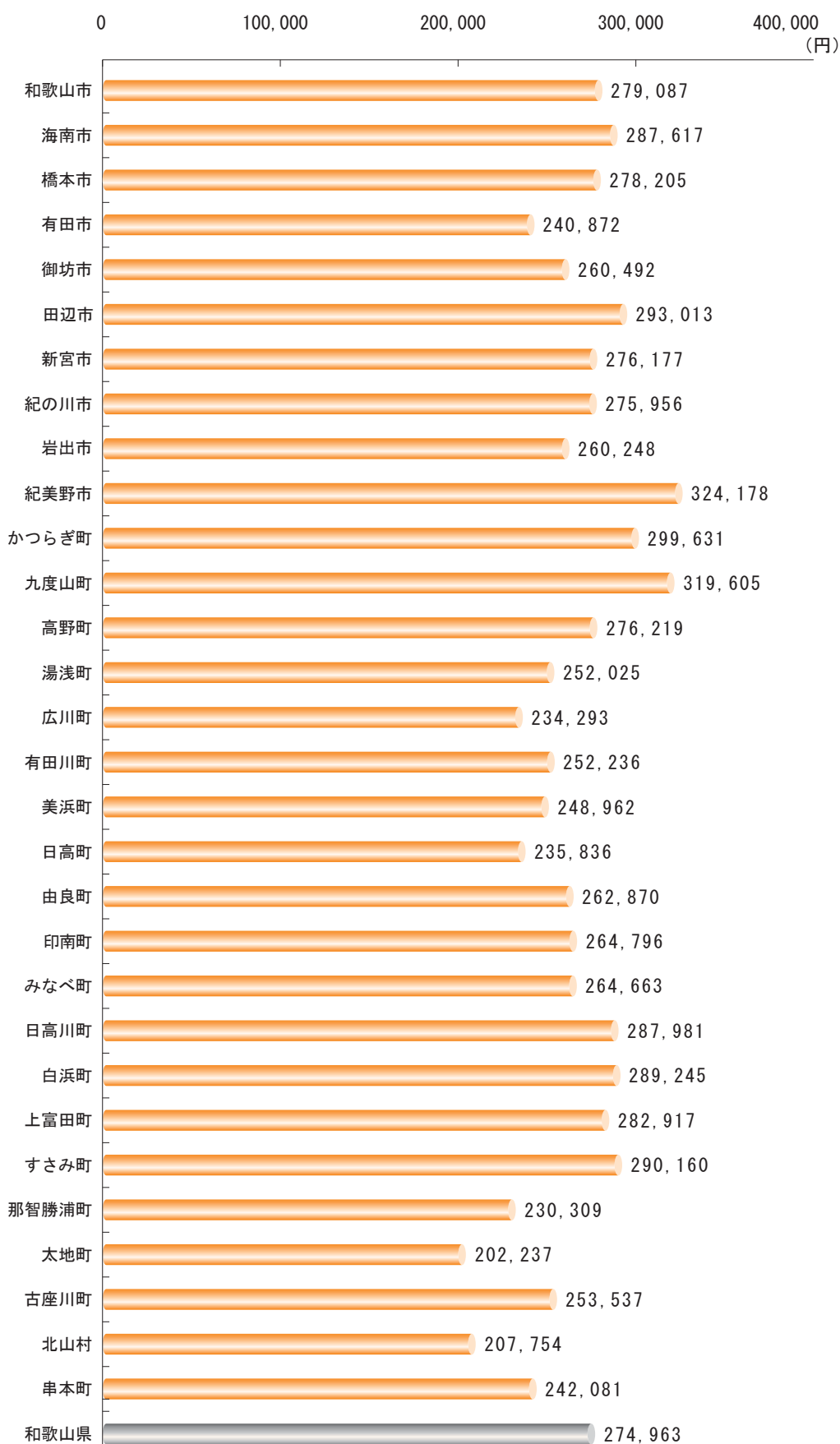
1件あたり費用額 = 費用額 ÷ 受診件数

（一人あたり費用額）



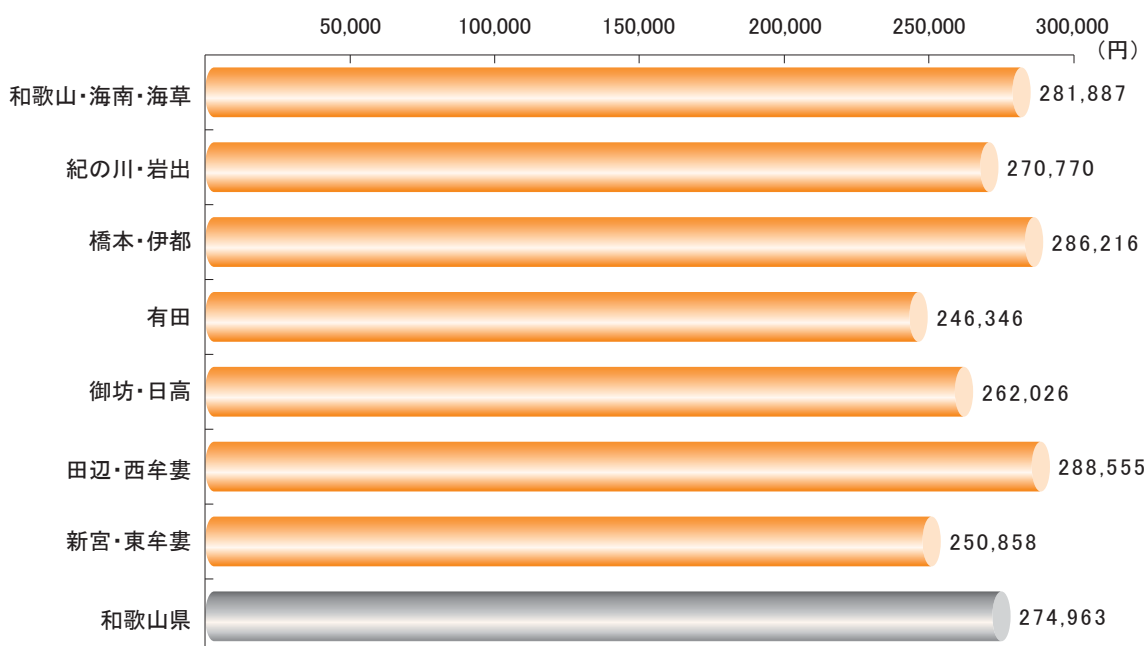
(4) 第1号被保険者1人あたり給付費（市町村、圏域）

市町村別 第1号被保険者1人あたり給付費（平成22年度）



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章

圏域別 第1号被保険者1人あたりの給付費（平成22年度）



| 圏域        | 給付費 (円)        | 第1号被保険者数 (人) | 1人あたり給付費 (円) |
|-----------|----------------|--------------|--------------|
| 和歌山・海南・海草 | 32,567,539,788 | 115,534      | 281,887      |
| 紀の川・岩出    | 6,931,702,512  | 25,600       | 270,770      |
| 橋本・伊都     | 7,199,191,900  | 25,153       | 286,216      |
| 有田        | 5,450,408,438  | 22,125       | 246,346      |
| 御坊・日高     | 5,034,302,632  | 19,213       | 262,026      |
| 田辺・西牟婁    | 11,102,161,351 | 38,475       | 288,555      |
| 新宮・東牟婁    | 6,420,459,759  | 25,594       | 250,858      |
| 和歌山県      | 74,705,766,380 | 271,694      | 274,963      |

介護保険事業状況報告〔月報〕



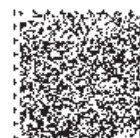
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章

## (5) 都道府県別 第1号被保険者1人あたり給付費

都道府県別 第1号被保険者1人あたり給付費（平成22年度）

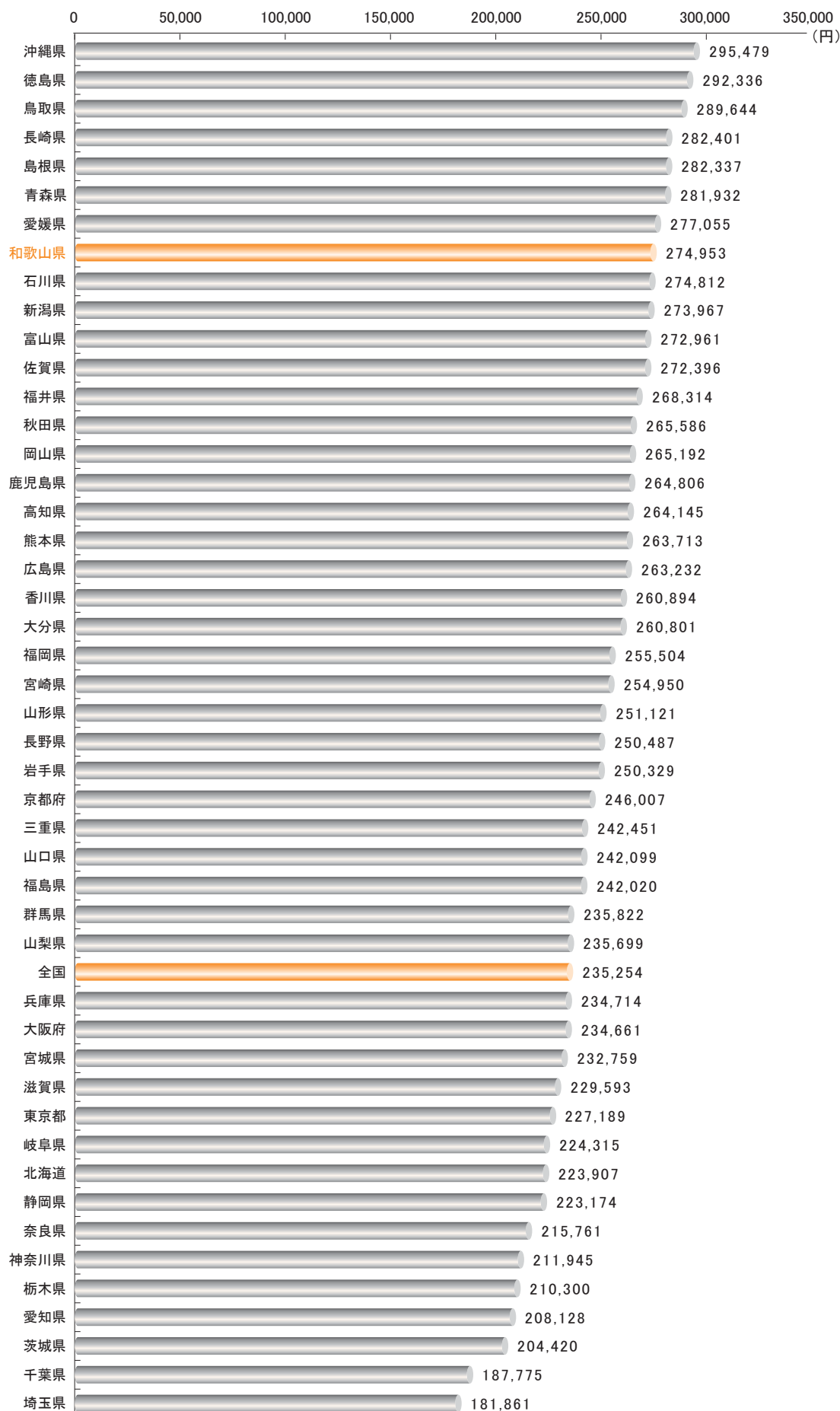
|         | 第1号被保険者数   | 給付費(千円)       | 1人あたり給付費(円) | 順位 |
|---------|------------|---------------|-------------|----|
| 全 国     | 29,077,439 | 6,840,571,991 | 235,254     | -  |
| 北 海 道   | 1,352,976  | 302,940,416   | 223,907     | 39 |
| 青 森 県   | 353,669    | 99,710,590    | 281,932     | 6  |
| 岩 手 県   | 344,851    | 86,326,301    | 250,329     | 26 |
| 宮 城 県   | 512,436    | 119,274,222   | 232,759     | 35 |
| 秋 田 県   | 318,912    | 84,698,485    | 265,586     | 14 |
| 山 形 県   | 318,918    | 80,087,039    | 251,121     | 24 |
| 福 島 県   | 480,613    | 116,317,951   | 242,020     | 30 |
| 茨 城 県   | 664,291    | 135,794,243   | 204,420     | 45 |
| 栃 木 県   | 438,702    | 92,258,862    | 210,300     | 43 |
| 群 馬 県   | 470,168    | 110,876,091   | 235,822     | 31 |
| 埼 玉 県   | 1,458,128  | 265,176,517   | 181,861     | 47 |
| 千 葉 県   | 1,304,795  | 245,007,415   | 187,775     | 46 |
| 東 京 都   | 2,614,776  | 594,049,558   | 227,189     | 37 |
| 神 奈 川 県 | 1,812,426  | 384,133,724   | 211,945     | 42 |
| 新 潟 県   | 618,154    | 169,353,936   | 273,967     | 10 |
| 富 山 県   | 284,027    | 77,528,199    | 272,961     | 11 |
| 石 川 県   | 273,371    | 75,125,687    | 274,812     | 9  |
| 福 井 県   | 198,768    | 53,332,188    | 268,314     | 13 |
| 山 梨 県   | 211,414    | 49,830,105    | 235,699     | 32 |
| 長 野 県   | 567,966    | 142,268,121   | 250,487     | 25 |
| 岐 阜 県   | 500,591    | 112,290,192   | 224,315     | 38 |
| 静 岡 県   | 893,540    | 199,414,799   | 223,174     | 40 |
| 愛 知 県   | 1,495,062  | 311,164,007   | 208,128     | 44 |
| 三 重 県   | 447,352    | 108,460,835   | 242,451     | 28 |
| 滋 賀 県   | 288,098    | 66,145,335    | 229,593     | 36 |
| 京 都 府   | 606,813    | 149,280,463   | 246,007     | 27 |
| 大 阪 府   | 1,943,968  | 456,173,778   | 234,661     | 34 |
| 兵 庫 県   | 1,276,856  | 299,696,405   | 234,714     | 33 |
| 奈 良 県   | 333,308    | 71,914,945    | 215,761     | 41 |
| 和歌山県    | 271,694    | 74,703,138    | 274,953     | 8  |
| 鳥 取 県   | 152,617    | 44,204,562    | 289,644     | 3  |
| 島 根 県   | 206,084    | 58,185,166    | 282,337     | 5  |
| 岡 山 県   | 482,530    | 127,963,336   | 265,192     | 15 |
| 広 島 県   | 678,064    | 178,488,137   | 263,232     | 19 |
| 山 口 県   | 403,833    | 97,767,538    | 242,099     | 29 |
| 徳 島 県   | 207,546    | 60,673,109    | 292,336     | 2  |
| 香 川 県   | 253,450    | 66,123,633    | 260,894     | 20 |
| 愛 媛 県   | 379,617    | 105,174,918   | 277,055     | 7  |
| 高 知 県   | 216,900    | 57,292,994    | 264,145     | 17 |
| 福 岡 県   | 1,111,761  | 284,059,134   | 255,504     | 22 |
| 佐 賀 県   | 205,452    | 55,964,364    | 272,396     | 12 |
| 長 崎 県   | 368,202    | 103,980,644   | 282,401     | 4  |
| 熊 本 県   | 461,181    | 121,619,574   | 263,713     | 18 |
| 大 分 県   | 316,210    | 82,467,871    | 260,801     | 21 |
| 宮 崎 県   | 290,844    | 74,150,668    | 254,950     | 23 |
| 鹿 児 島 県 | 447,461    | 118,490,264   | 264,806     | 16 |
| 沖 縄 県   | 239,044    | 70,632,526    | 295,479     | 1  |

介護保険事業状況報告〔月報〕





都道府県別 第1号被保険者1人あたり給付費（平成22年度）



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章

## 2. 介護保険について

### (1) 介護保険のしくみ

「介護保険制度」とは、国民が介護保険料を支払い、その保険料を財源として介護の必要な方に介護サービスを提供する制度です。身体機能のおとろえや認知症などにより、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるしくみであり、介護が必要な状態になってもできる限り自立した生活が送れるようなさまざまな介護サービスが提供されています。

制度の基本的なしくみは以下の通りですが、平成18年4月から予防を重視したシステムや地域に密着したサービスが創設され、さらに、平成24年4月から地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が進められるなど、よりよい制度としていくための見直しが続行的に行われ、基盤整備が進められています。

### 40歳以上が介護保険に加入

介護保険に加入するのは原則40歳以上の人で、これを被保険者といいます。被保険者は次の2つに分けられ、保険料の納め方などが異なります。

第1号被保険者：65歳以上の人。保険料は原則として年金から差し引かれます。

第2号被保険者：40歳以上65歳未満の人。保険料は医療保険料と一緒に徴収されます。

### サービスを受けるには市区町村に申請

介護保険を運営しているのは市区町村です。介護保険のサービスを受けるには、市区町村にどの程度の介護が必要か申請を行います。申請を受けた市区町村は、要介護・要支援の認定を行います。

介護保険申請のタイミングとしては、今までできていた日常生活が人の助けがないと難しくなったとき、もの忘れなどの影響で日常生活に支障をきたすようになったときが一般的です。要介護のレベル別にサービス利用者本人や家族が主体となって介護サービスを選択し、計画（ケアプラン）をたて利用します。

要介護の状態とは入浴・排せつ・食事などの日常生活上、常に介護が必要な状態で、程度により5段階に区分されています。要支援の状態とは介護予防のために支援が必要であったり、日常生活に支障があるため支援が必要な状態で、2段階に区分されています。

認定を受けると、その区分に応じた居宅サービスや施設サービスが受けられます。

### 自己負担（利用者負担）は1割

介護保険のサービスを利用した場合、利用者はかかった費用の1割を負担します。また、施設入所の場合、食費等は利用者負担があります。

なお、1割負担が高額になる場合、自己負担の上限が設定されます（高額介護サービス費）。低所得者には高額介護サービス費や食費負担について、低い額を設定することとなっています。

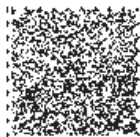
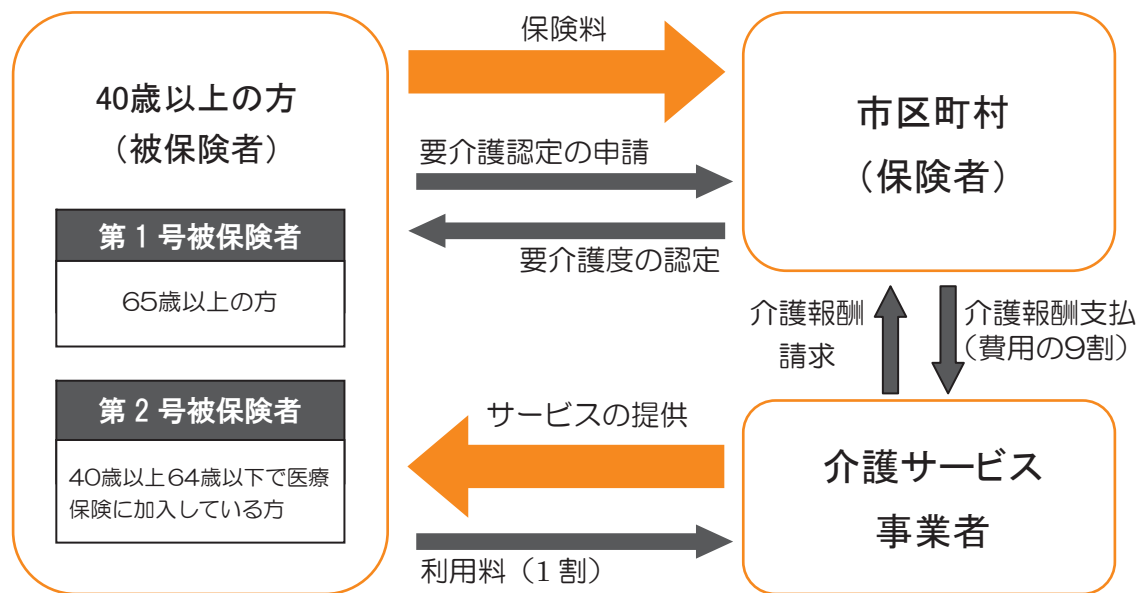


在宅サービスの支給限度額

在宅（居宅）サービスを受ける場合には、ケアプランの作成が必要となります。要介護度によって1カ月に利用できるサービスの支給限度額が決まっているので、ケアプラン作成を依頼するときには、介護される方の状態や介護する方の都合に合わせてよく相談し、サービスを検討する必要があります。

| 要介護度 | 支給限度額(月額) | 個人負担額(月額) |
|------|-----------|-----------|
| 要支援1 | 49,700円   | 4,970円    |
| 要支援2 | 104,000円  | 10,400円   |
| 要介護1 | 165,800円  | 16,580円   |
| 要介護2 | 194,800円  | 19,480円   |
| 要介護3 | 267,500円  | 26,750円   |
| 要介護4 | 306,000円  | 30,600円   |
| 要介護5 | 358,300円  | 35,830円   |

介護保険のしくみ



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章

## (2) 介護保険サービス

介護保険のサービスは、大きく分けて要介護の方に対する「介護給付」と要支援の方に対する「予防給付」があります。

要介護1～5の方には、「居宅サービス」と「施設サービス」、各市区町村が独自に行う「地域密着型サービス」があります。要支援1～2の方には「介護予防サービス」と各市区町村が独自に行う「地域密着型介護予防サービス」があります。

### ■居宅サービス・介護予防サービス

| サービスの種類               | サービスの内容  |
|-----------------------|--|
| 訪問介護<br>(ホームヘルプサービス)  | 訪問介護員(ホームヘルパー)などが利用者宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話を行う。   |
| 訪問入浴介護                | 看護師や介護職員が簡易浴槽を利用者宅に持ち込んで、入浴の介護を行う。   |
| 訪問看護                  | 看護師などが利用者宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助などを行う。  |
| 訪問リハビリテーション           | 理学療法士や作業療法士などが利用者宅を訪問して、リハビリテーションを行う。  |
| 居宅療養管理指導              | 通院が困難なサービス利用者に対して、医師・歯科医師・薬剤師などが利用者宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握しながら療養上の管理や指導を行う。  |
| 通所介護(デイサービス)          | 通所介護施設(デイサービスセンター)にて、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練などを日帰りで行う。  |
| 通所リハビリテーション<br>(デイケア) | 介護老人保健施設や医療機関などで、理学療法・作業療法などのリハビリテーションや、入浴、食事の提供などを日帰りで行う。   |
| 短期入所生活介護<br>(ショートステイ) | 介護老人福祉施設などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の支援・世話、機能訓練などを行う。  |
| 短期入所療養介護<br>(ショートステイ) | 介護老人保健施設などに短期間入所して、看護、医学的管理のもとに介護および機能訓練、必要な医療や日常生活上の支援・世話などを行う。   |
| 介護予防支援<br>居宅介護支援      | 要介護認定者が適切なサービスを受けられるよう、下記のような支援を行う。<br>(1) 介護認定の申請手続きや更新手続きの申請を代行する。<br>(2) 介護サービス計画(ケアプラン)の作成、サービス提供の支援を行う。<br>(3) 利用者からの苦情や疑問を受け付け、対応する。<br>(4) 要介護者が施設サービスへの入所を希望した場合、施設の紹介その他の支援を行う。 |
| 特定施設入居者生活介護           | 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスなどで、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練および療養上の世話を行う。   |

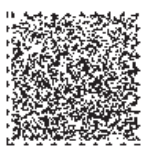


第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章

| サービスの種類  | サービスの内容   |
|----------|---|
| 福祉用具貸与   | 車いすやベッドなどの福祉用具を貸与する。対象品目は下記の通り。<br>(1) 車いす、(2) 車いす付属品、(3) 特殊寝台（介護用ベッドなど）、<br>(4) 特殊寝台付属品、(5) 床ずれ防止用具（エアーマットなど）、<br>(6) 体位変換器（起き上がり補助用具を含む）、(7) 手すり、<br>(8) スロープ、(9) 歩行器、(10) 歩行補助杖、<br>(11) 認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）、<br>(12) 移動用リフト（階段移動用リフトを含む）<br>※要支援1～2、要介護1の場合、(1)～(6) および(11)(12)については給付対象外。ただし必要と認められる場合には、例外的に対象となる。 |
| 特定福祉用具販売 | 貸与になじまない入浴や排せつのための福祉用具の購入費を支給する。対象品目は下記の通り。<br>(1) 腰掛便座、(2) 特殊尿器（自動排せつ処理装置を含む）、<br>(3) 入浴補助用具（入浴用介助ベルトを含む）、(4) 簡易浴槽、<br>(5) 移動用リフトのつり具の部分   |
| 住宅改修費の支給 | 住み慣れた自宅での暮らしを可能とすることを目的として、日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽くしたりするための住宅改修工事の費用を支給する。対象工事は下記の通り。<br>(1) 手すりの取り付け、(2) 段差の解消、(3) 滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更、<br>(4) 引き戸などへの扉の取り替え、<br>(5) 洋式便器などへの便器の取り替え、<br>(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修  |

■ 施設サービス

| サービスの種類                 | サービスの内容   |
|-------------------------|---|
| 介護老人福祉施設<br>（特別養護老人ホーム） | 常に介護が必要で在宅生活の困難な方が、日常生活上の世話、機能訓練、看護などのサービスを受けながら生活する施設。 |
| 介護老人保健施設<br>（老人保健施設）    | 病状が安定している方が在宅復帰できるように、リハビリテーションを中心とした介護が行われる施設。         |
| 介護療養型医療施設<br>（療養病床など）   | 急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための医療施設。                         |



■ 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

| サービスの種類               | サービスの内容  |
|-----------------------|--|
| 夜間対応型訪問介護             | 訪問介護員（ホームヘルパー）などが定期的または必要に応じて夜間に利用者宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話をを行う。             |
| 認知症対応型通所介護            | 認知症高齢者を対象に、デイサービスセンターなどにおいて日常生活上の世話や機能訓練を行う。   |
| 小規模多機能型居宅介護           | 利用者の心身の状況や家族の事情が変わっても、住み慣れた地域で介護が受けられるよう、ひとつの拠点で通所介護（デイサービス）を中心に、訪問介護、ショートステイを組み合わせて提供。    |
| 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 認知症の高齢者が5～9人以下で共同生活をする住居で、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練を行う。                         |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護      | 定員29人以下の有料老人ホーム（軽費老人ホームを含む）の入所者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の支援・世話、機能訓練を行う。                    |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  | 定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設の入所者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の支援・世話、機能訓練を行う。                          |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護      | 重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、24時間対応として、短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行う。訪問介護と訪問看護が一体的に提供される。             |
| 複合型サービス               | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する。利用者は、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなる。 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

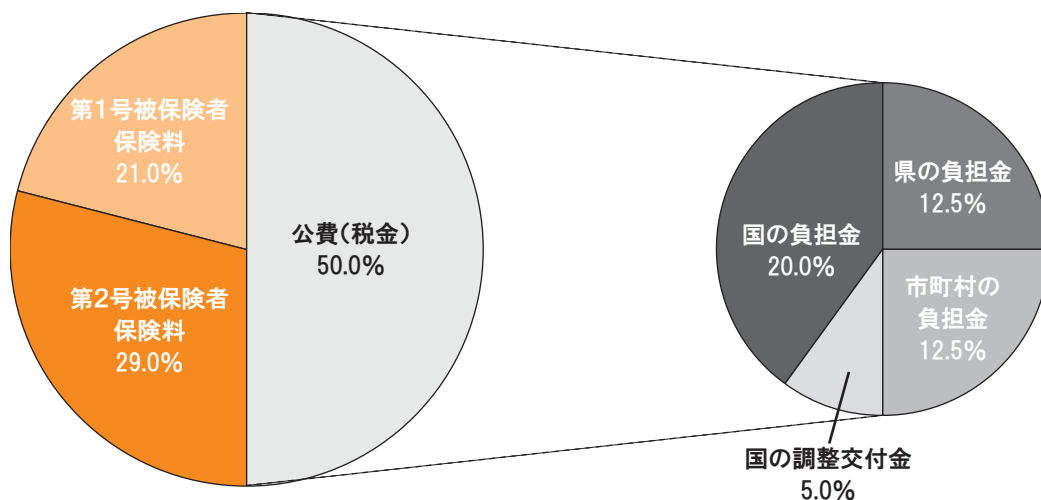
第8章

第9章



(3) 介護保険の財源構成

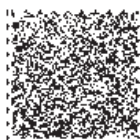
介護保険の財源は、国・県・市町村の公費と、40歳以上の方が支払う介護保険料でまかなわれています。基本的に公費と保険料で50%ずつを負担する構成です。



注1) 公費の部分の負担割合の内訳は、施設等給付費（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設の給付費）と居宅給付費（前記以外の給付費）で異なり、上の図は居宅給付費の場合です。施設給付費の場合は、国の負担金15.0%、県の負担金17.5%となります。

注2) 国の調整交付金は、保険料の負担を平準化するために、市町村の高齢化の状況などに応じて5.0%を基準に国から交付されるもので、75歳以上の高齢者や所得の低い高齢者の割合が高い市町村では5.0%よりも大きく、逆の場合は小さくなります。例えば、国の調整交付金が6.0%になる市町村の場合は、公費負担が1.0%増えて51.0%となり、その分、第1号被保険者保険料の負担が軽減されて20.0%となります。

注3) 保険料の部分の負担割合は、第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料を合わせて50.0%ですが、それぞれの負担割合については人口比に応じて3年ごとに見直されることになっています。第4期計画期間（平成21～23年度）では、第1号被保険者保険料20.0%、第2号被保険者保険料30.0%でした。



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章

## 3. 和歌山県長寿社会対策推進会議

### (1) 設置要綱

#### 和歌山県長寿社会対策推進会議設置要綱

##### (設置)

第1条 高齢社会における諸問題を協議するとともに、高齢者に対する各種サービスを総合的に推進するため和歌山県長寿社会対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢社会の課題と対応に関する事項
- (2) 県老人福祉計画および県介護保険事業支援計画に関する事項
- (3) 高齢者に関する保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的推進（以下「高齢者サービス総合調整推進」という。）のための企画、立案に関する事項
- (4) 保健、福祉、医療関係部局が行っている事業等についての情報交換に関する事項
- (5) 市町村、保健所、振興局健康福祉部等に対する高齢者サービス総合調整推進に必要な助言に関する事項
- (6) 市町村長から老人ホームへの入所措置の判定困難ケースについて助言を求められた場合の要否の助言に関する事項

##### (組織)

第3条 委員は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

第4条 削除

##### (会長および副会長)

第5条 推進会議に、会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

##### (会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。





（介護保険事業支援計画等専門部会）

- 第7条 推進会議に、第2条第2号にかかる専門的な事項を検討するために介護保険事業支援計画等専門部会（以下「専門部会」という。）を置くことができる。
- 2 専門部会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。
  - 3 専門部会に属する委員は、知事が指名する。
  - 4 特別委員は、知事が選任する。
  - 5 特別委員の任期は、その任務が達成されるまでの期間とする。
  - 6 専門部会に専門部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により選任する。
  - 7 専門部会長に事故があるときまたは専門部会長が欠けたときは、あらかじめ専門部会長が指名する委員が、その職務を代理する。
  - 8 専門部会の会議については、第6条の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「専門部会長」と読み替えるものとする。

（入所判定審査部会）

- 第8条 推進会議に、第2条第6号の事務を行うため、入所判定審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。
- 2 審査部会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
  - 3 審査部会に審査部会長を置き、審査部会に属する委員の互選により選任する。
  - 4 審査部会長に事故あるときまたは審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員が、その職務を代理する。
  - 5 審査部会の会議については、第6条の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「審査部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

- 第9条 推進会議および専門部会の庶務は、県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課において処理する。

（雑則）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年3月9日から施行する。
- 2 和歌山県高齢化社会懇話会設置要綱（昭和62年制定）は廃止する。
- 3 和歌山県老人ホーム入所判定審査会設置要綱（昭和61年制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成3年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年6月29日から施行する。  
ただし、第2条第5号の改正規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

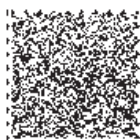
この要綱は、平成7年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年11月19日から施行する。



附 則

この要綱は、平成11年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

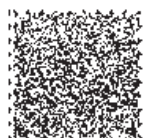
##### 和歌山県長寿社会対策推進会議委員

- 1 学識経験者（4名以内）
- 2 和歌山県経済団体連合会を代表する者
- 3 和歌山県医師会を代表する者
- 4 和歌山県歯科医師会を代表する者
- 5 和歌山県薬剤師会を代表する者
- 6 和歌山県病院協会を代表する者
- 7 和歌山県看護協会を代表する者
- 8 和歌山県社会福祉協議会を代表する者
- 9 和歌山県女性会議を代表する者
- 10 和歌山県青年団体連絡協議会を代表する者
- 11 和歌山県ボランティア連絡協議会を代表する者
- 12 和歌山県老人福祉施設協議会を代表する者
- 13 和歌山県老人保健施設協会を代表する者
- 14 和歌山県老人クラブ連合会を代表する者
- 15 和歌山県国民健康保険団体連合会を代表する者
- 16 和歌山県労働者福祉協議会を代表する者
- 17 その他知事が必要と認める者

#### 別表第2（第8条関係）

##### 入所判定審査部会特別委員

- 1 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長の職にある者
- 2 和歌山県海草振興局健康福祉部長の職にある者
- 3 和歌山県保健所長会会長の職にある者
- 4 和歌山県精神保健福祉センター所長の職にある者
- 5 和歌山県老人福祉施設協議会会長の職にある者

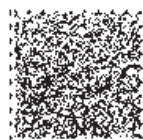


(2) 委員名簿

和歌山県長寿社会対策推進会議 委員

(敬称略)

| ■所 属                | ■職 名 | ■氏 名   |
|---------------------|------|--------|
| 和歌山県立医科大学 名誉教授      | 会 長  | 駒井 則彦  |
| 和歌山大学システム工学部 教授     | 副会長  | 足立 啓   |
| 和歌山県立医科大学保健看護学部 教授  | 委 員  | 水主 千鶴子 |
| 和歌山大学経済学部 准教授       | 委 員  | 金川 めぐみ |
| 和歌山県商工会議所連合会 会長     | 委 員  | 片山 博臣  |
| 和歌山県医師会 副会長         | 委 員  | 田村 公之  |
| 和歌山県歯科医師会 常務理事      | 委 員  | 高木 健次  |
| 和歌山県薬剤師会 理事         | 委 員  | 若林 俊徳  |
| 和歌山県病院協会 会長         | 委 員  | 成川 守彦  |
| 和歌山県看護協会 常任理事       | 委 員  | 葛葉 まさ系 |
| 和歌山県社会福祉協議会 副会長     | 委 員  | 藁科 善崇  |
| 和歌山県女性会議 理事         | 委 員  | 狭間 歌子  |
| 和歌山県青年団体連絡協議会 会長    | 委 員  | 中西 重裕  |
| 和歌山県ボランティア連絡協議会 会長  | 委 員  | 北出 賀江子 |
| 和歌山県老人福祉施設協議会 副会長   | 委 員  | 松本 敦   |
| 和歌山県老人保健施設協会 会長     | 委 員  | 上田 耕臣  |
| 和歌山県老人クラブ連合会 会長     | 委 員  | 遠藤 吉貞  |
| 和歌山県国民健康保険団体連合会 理事長 | 委 員  | 中芝 正幸  |
| 和歌山県労働者福祉協議会 会長     | 委 員  | 村上 正次  |



## 介護保険事業支援計画等専門部会 委員

(敬称略)

| ■所属                  | ■職名  | ■氏名    |
|----------------------|------|--------|
| 和歌山県立医科大学保健看護学部 教授   | 部会長  | 水主 千鶴子 |
| 和歌山大学システム工学部 教授      | 副部会長 | 足立 啓   |
| 和歌山県理学療法士協会 理事       | 委員   | 岩崎 正和  |
| 和歌山県町村会 (有田川町福祉課長)   | 委員   | 大方 肇   |
| 和歌山県介護福祉士会 副会長       | 委員   | 木村 比佐人 |
| 和歌山県社会福祉士会 会長        | 委員   | 崎山 賢士  |
| 和歌山県歯科医師会 常務理事       | 委員   | 高木 健次  |
| 和歌山県老人福祉施設協議会 青年部長   | 委員   | 竹中 章夫  |
| 和歌山県医師会 副会長          | 委員   | 田村 公之  |
| 和歌山県老人保健施設協会 理事      | 委員   | 中井 均   |
| 和歌山県病院協会 会長          | 委員   | 成川 守彦  |
| 和歌山県介護支援専門員協会 会長     | 委員   | 初山 昌平  |
| 和歌山県看護協会 在宅看護推進委員長   | 委員   | 宮川 啓子  |
| 和歌山県市長会 (和歌山市介護保険課長) | 委員   | 山田 喜道  |
| 和歌山県薬剤師会 常務理事        | 委員   | 若林 俊徳  |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

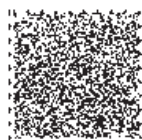
第9章



(3) 計画検討経過

①和歌山県長寿社会対策推進会議 開催経過

|             |  |
|-------------|--|
| 平成23年 3月22日 | 平成22年度 長寿社会対策推進会議<br>・和歌山県における高齢化と介護保険事業の状況について<br>・「わかやま長寿プラン2009」事業進捗状況について<br>・「わかやま長寿プラン2009」関連主要事業について                          |
| 平成23年 9月 2日 | 平成23年度 第1回長寿社会対策推進会議<br>・和歌山県における高齢化と介護保険事業の状況について<br>・第5期介護保険事業(支援)計画について<br>・「わかやま長寿プラン2012」(仮称)の策定について<br>・介護保険事業支援計画等専門部会の設置について |
| 平成23年10月 7日 | 第1回介護保険事業支援計画等専門部会<br>・「わかやま長寿プラン2012」(仮称)の案について<br>・地域包括ケア研究会報告書について<br>・地域包括ケアシステムの実現について  |
| 平成23年11月14日 | 第2回介護保険事業支援計画等専門部会<br>・「わかやま長寿プラン2012」(仮称)素案について   |
| 平成23年12月22日 | 第3回介護保険事業支援計画等専門部会<br>・「わかやま長寿プラン2012」(仮称)素案の取りまとめについて   |
| 平成24年 1月13日 | 平成23年度 第2回長寿社会対策推進会議<br>・「わかやま長寿プラン2012」(仮称)素案について   |
| 平成24年 2月28日 | 第4回介護保険事業支援計画等専門部会<br>・「わかやま長寿プラン2012」(仮称)素案の修正について<br>・パブリックコメントの結果について   |
| 平成24年 3月15日 | 平成23年度 第3回長寿社会対策推進会議<br>・「わかやま長寿プラン2012」(仮称)最終案について  |



## ②その他会議等 開催経過

|                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| 平成23年 9月28日                     | 第1回ワーキング会議の開催 |
| 平成23年10月 7日 ~ 10月31日            | 圏域別会議の開催（第1回） |
| 平成23年11月11日                     | 第2回ワーキング会議の開催 |
| 平成23年11月29日 ~ 12月 2日、<br>12月26日 | 圏域別会議の開催（第2回） |
| 平成23年12月20日                     | 第3回ワーキング会議の開催 |
| 平成24年 2月 6日 ~ 2月22日             | パブリックコメントの実施  |

計画策定にあたり、ご協力いただいた皆さま

(敬称略)

| ■所 属   | ■氏 名   |
|--|--------|
| 国際医療福祉大学大学院 教授   | 高橋 泰   |
| (ワーキング会議メンバー)  |        |
| 医療法人裕紫会中谷病院 院長   | 辻 雅裕   |
| 有限会社MUROグループホーム「太陽のおうち」 施設長<br>一般社団法人 和歌山県認知症支援協会 代表理事 | 室 みち子  |
| 春風会居宅介護支援事業所 主任介護支援専門員                                 | 小長谷 恭史 |
| 日高川町保健福祉課 主任保健師  | 尾崎 久美  |



## 4. 語句解説

### ア行

- ICT Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術一般の総称で、「情報通信技術」と和訳される。ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現。

---

- 胃ろう 胃に栄養を送るためにお腹につくる小さな穴。そこから栄養を摂取することができる。

---

- インフォーマルサービス 法律や制度に基づいて提供されるサービスはフォーマル（公的）なサービスであるが、それに対して、民間団体やボランティア、地域住民等がインフォーマル（非公的）に提供するサービスのこと。

---

- NPO Non Profit Organizationの略で、非営利組織の意。医療、福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力等の分野において、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間の組織をいう。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受けた団体を、NPO法人(特定非営利活動法人)という。

### カ行

- かかりつけ医 特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。

---

- ケアマネジメント 利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、介護保険サービスをはじめ、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組みあわせ、調整すること。

---

- ケアプラン 要介護者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議等での協議を経て作成される、利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のこと。

---

- 権利擁護 自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理として権利やニーズの獲得を行うこと。あわせて、高齢者等の自己決定による選択を支援する観点からの情報提供等も含む。

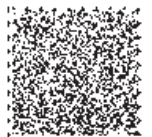
---

- 高齢者住まい法 高齢者の居住の安定の確保を図ることにより、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現することを目的とした法律。2011年4月に改正し、「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設した。



- 在宅医療  
自宅で医療を受けること。病気や障害があって病院に通うのが困難な方、自宅での看取りを希望されている方の自宅を訪問して、治療や看護を行う。
- 市民後見人  
親族がいない認知症の高齢者等の成年後見人になる一般市民のこと。家庭裁判所により選任される。財産管理や法的な契約を、本人に代わって行う。
- 若年性認知症  
65歳未満で発症する認知症の総称。脳血管障害やアルツハイマー病などによってもの忘れ、言語障害などの症状が現れる。
- 終末期医療  
病気末期で不治と判断されたとき、治療よりも患者の心身の苦痛を和らげ、穏やかに日々を過ごせるように配慮する療養法。
- 人工栄養法  
口から十分な栄養や水分をとるのが難しくなった高齢者や障害者に栄養を送る処置。おなかに穴をあけて胃に管を入れて栄養を送る「胃ろう」が代表的である。
- 成年後見制度  
認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立を行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されている。

- ターミナルケア  
治癒困難な患者と家族を対象とする、身体・精神両面の終末期ケア。延命治療が中心ではなく、苦痛と死に対する恐怖の緩和を重視し、自由と尊厳が保障された生活の中で死を迎えられるよう援助する。医師や看護師だけでなく、ソーシャルワーカーやボランティアなどによるチームで取り組まれ、家族や友人との心の交流の機会が重視される。
- 団塊の世代  
第二次世界大戦後、数年間のベビーブームの時期に生まれた世代(昭和22年から昭和24年頃まで)のこと。この世代の人口規模が大きいいため、その動向や志向は社会的影響が大きい。今後この世代が高齢期を迎えることについて、その生活の仕方や生き方などに関心が寄せられている。





- 低床バス  
(ノンステップバス)

高齢者や障害者に配慮した、乗降口に階段のない超低床のバス。

- デマンド型交通  
(コミュニティバス、乗合タクシー)

利用者が乗車を予約し、エリア内の希望の乗り場や行き先間を運行する。利用者がいなければ走る必要がなく、小型車で済むことから、経費削減やバスが走れない狭い道でも運行ができる。

- トライアル雇用

公共職業安定所が紹介する労働者を企業が短期間（原則として3か月間）試行的に雇用し、双方が適性や職場環境等について相互に確認したうえで常用雇用に移行する制度。対象となる労働者は、中高年齢者、母子家庭の母、障害者等、一定の要件を満たす人に限られ、事業主には奨励金が支給される。

## ナ行

- 認知症

脳の疾患などを原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障が出ている状態を指す。原因としては、「アルツハイマー病」や「脳血管障害」によるものが多く、高齢者に多く見られる。

## ハ行

- パブリックコメント

行政機関が法令や行政計画などを策定する際に、その案を公表し、広く意見などを募ることで公正な意思決定をするための制度。一般的にはホームページでの公開、公共施設での閲覧などの方法で公表し、意見を募集する。

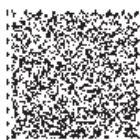
- バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで、障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等の物理的障壁の除去、また、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去しようという考え方。

- 福祉有償運送

高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。

福祉有償運送を実施するには、市町村の運営協議会での審議などを経て、道路運送法による「登録」が必要。(平成18年10月1日施行の道路運送法改正により、法第78条第2項に規定する「自家有償運送」の一類型として制度化された。)



## ヤ行

- ユニットケア

施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもの。

## ラ行

- レスパイトケア

在宅ケアを担っている家族の疲労を癒やすため、休息・息抜きをしてもらい、ケアを一時的に代替しリフレッシュしてもらうためのサービス等のこと。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

